第二節　一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置

（建築物の建築に関する届出）

第十二条　法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表（昇降機にあっては、仕様書）及び系統図その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

2　法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ前項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

3　第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の届出書に添えることを要しない。

（建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更）

第十三条　法第十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）

第十四条　第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2　前条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

（立入検査の証明書）

第十五条　法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

第三節　特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請）

第十六条　法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書（以下単に「評価書」という。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第十七条　法第二十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地

三　特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要

（認定書の交付等）

第十八条　国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしたときは、別記様式第二十八による認定書を申請者に交付しなければならない。

2　国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしないときは、別記様式第二十九による通知書を申請者に交付しなければならない。

［節を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［節を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］